

令和5年度独立行政法人国立青少年教育振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度独立行政法人国立青少年教育振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 令和4年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は255件、契約金額は66.1億円である。また、競争性のある契約の件数・金額は、199件(78.0%)・58.2億円(88.0%)、競争性のない随意契約の件数・金額は、56件(22.0%)・8.0億円(12.0%)となっている。

令和4年度は令和3年度と比較して競争入札等の契約件数が69件(57.0%)、契約金額も25.4億円(78.0%)増加している。主な要因は、複数年度契約を締結していた27地方教育施設の清掃・警備・ボイラーラー運転管理業務等の契約更新に加えて、オリンピックセンター等の大規模改修工事の実施が集中したことによるものである。

表1 令和3年度及び令和4年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(69.9%) 121	(88.3%) 32.6	(74.5%) 190	(87.7%) 58.0	(57.0%) 69	(78.0%) 25.4
企画競争・公募	(5.8%) 10	(0.6%) 0.2	(3.5%) 9	(0.3%) 0.2	(△10.0%) △1	(△18.0%) 0.0
競争性のある契約 (小計)	(75.7%) 131	(88.9%) 32.8	(78.0%) 199	(88.0%) 58.2	(51.9%) 68	(77.3%) 25.4
競争性のない随意 契約	(24.3%) 42	(11.1%) 4.1	(22.0%) 56	(12.0%) 8.0	(33.3%) 14	(93.8%) 3.9
合計	(100%) 173	(100%) 36.9	(100%) 255	(100%) 66.1	(47.4%) 82	(79.2%) 29.2

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

(2) 令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は70件(35.2%)、契約金額は23.2億円(39.9%)である。

令和4年度は、業者に対する幅広い意見の聴取や、公平性に配慮したうえでの受注可能業者の調査、ホームページを通じた発注見通しの情報発信等に取り組んだが、令和3年度と比較して一者応札の件数は33件(89.2%)、契約金額も15.0億円(182.5%)増加している。オリンピックセンター等の大規模改修工事では配置技術者の確保が困難であったことに加えて、地方教育施設における契約更新が、施設の立地条件、人員不

足等を背景として参加業者が限定的となつたこと等が主な要因である。

表2 令和3年度及び令和4年度の一者応札・応募の状況

(単位:件、億円)

		令和3年度	令和4年度	比較増△減
2者以上	件数	94 (71.8%)	129 (64.8%)	35 (37.2%)
	金額	24.6 (74.9%)	34.9 (60.1%)	10.4 (42.2%)
1者	件数	37 (28.2%)	70 (35.2%)	33 (89.2%)
	金額	8.2 (25.1%)	23.2 (39.9%)	15.0 (182.5%)
合計	件数	131 (100%)	199 (100%)	68 (51.9%)
	金額	32.8 (100%)	58.2 (100%)	25.4 (77.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約の件数及び金額である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1を踏まえ、令和5年度については、競争性、透明性を確保するため、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めることとする。

- ① 仕様書についての幅広い意見の聴取
- ② 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保
- ③ 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聞き取り
- ④ 公平性を保ったうえでの受注可能業者の調査
- ⑤ 発注見通しの早期発信

【複数者応札への移行件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、調達内容を十分把握し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認のうえ、事前に契約事務の執行に携わらない監査室により内部審査を受けるとともに、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会（以下「契約監視委員会」という。）において事後点検を実施する。

【検討・実施結果】

（2）不祥事の発生の未然防止のための取組

契約業務について、会計検査院等が指摘した不適切事例の把握に努め、各施設の契約に係る責任者や実務担当者に対する具体例をもとにした研修の実施や、機構会議等の機会を活用し内部監査結果を組織全体で共有することで、内部統制の体制を強化する。

【検討・実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告のうえ、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務担当理事のもと財務部財務課を中心に監査室と連携して調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務担当理事

副総括責任者 財務部長

メンバー 財務課長、施設管理課長、調達管理室長

(2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、当機構の契約状況の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、当機構ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。